

# 社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2008年11月19日（水） 定例研究会報告

テーマ： 近代東アジアにおける感染症と市民社会

報告者： 市川智生氏（総合地球環境学研究所）

「急性感染症と港湾労働力移動：1902-03年における横浜のペスト」

福士由紀氏（日本学術振興会）

「上海ペスト騒動（1910-11年）：20世紀初頭の上海社会と公衆衛生」

司会： 永島 剛（所員・経）

時間： 16:30～18:30

場所： 生田社研会議室

参加者数：9名

報告内容概略：

近代東アジアにおける「市民社会」形成を考えるにあたっては、理論的考察と個別具体的な考察の双方が必要である。本研究会では、そのような問題意識のもと、とくに後者（個別具体的な考察）を念頭に、二人の歴史研究者をお招きし、研究報告を伺った。中世ヨーロッパにおけるペスト（黒死病）の大流行は有名だが、今回の報告は、いずれもこれまで比較的言及されることの少なかった近代アジアにおいて流行したペストに関するものであった。市川報告は、20世紀初頭における横浜の腺ペスト対策が、社会構造や住民生活にどのような変化をもたらしたのかに注目したものである。なかでも、開港場である横浜の特徴として、綿花やコメの輸入にともなう病原体侵入、港湾労働者居住区における患者発生と強制隔離の施行、中国人居住区の問題などが指摘され、いわゆる「内地雑居」後の都市社会において防疫対策を実行することの難しさや問題点が提示された。福士報告の扱う上海も、外国人居留地たる租界と現地の人々がすむ華界からなる複雑な都市社会であった。外国人租界の当局者、現地政府官吏、商紳からなる上海総商会などが、衛生行政の主導権をめぐって混乱するなかで、ペスト騒動が起こった。これら二報告にしめされた事例をもとに、衛生政策のもつ管理性・強制性と「市民社会」との折り合いをどう考えるかなどについて、参加者全員で活発な質疑・議論が行なわれた。

記：専修大学経済学部・永島 剛

2008年11月22日（土） 定例研究会報告

テーマ： 韓国の民主化運動と『過去の清算』  
—韓国民主化運動の『聖地』光州を訪ねて—

報告者： 内藤光博（専修大学法学部教授）

コメンテーター： 佐藤恭三（専修大学法学部教授）

司会： 古川 純（専修大学法学部教授）

時間： 14:00～16:30

場所： 神田校舎1号館72教室（7階）

参加人数：30名

共催： NPO法人現代の理論・社会フォーラム

報告内容概略：

内藤報告では、1980年5月18日の前後に起こった、韓国の「5・18光州事件」について、その内容とその後の韓国政治にもたらされた意味と影響について、概要、以下のような報告がなされた。

光州は、韓国の全羅南道の主要都市で、「抵抗の都市」と呼ばれている。それは、東学党の乱（1894年）に始まり、3・1独立運動（1919年）、光州抗日学生事件（1929年）、そして韓国建国後の光州民主化運動（1960年）の激しい民衆による抵抗の歴史に由来している。

光州事件とは、1980年5月、当時の全斗煥軍政下の光州で起きた民主化運動と軍事政権による弾圧事件であり、民主化運動に参加した学生や高校生、一般市民の被害者数は、死者207名、負傷者2,392名、その他の被害者987名（韓国政府発表）といわれており、けがや後遺症による死亡を含めると死者は606名（遺族会等市民団体による）に及ぶともされている。

光州事件は、結局、軍事政権により弾圧され、「光州事態」「暴動」「国家転覆を狙った不純な背後勢力の操縦（北朝鮮・共産主義勢力の謀略）によって発生した内乱」とされ、光州に対し政府による徹底的な差別的取扱いがなされたが、韓国の民主化の進展とともに、90年代以降は、「光州民主化運動は国史から受け継いだ民衆抗争の伝統を継承・発展させるきっかけとなった」とされ、金泳三・金大中・盧武鉉の3つの民政権により、「歴史の見直し（過去の清算）」が始まり、2005年5月に「真実・和解のための過去史整理基本法」（通称「過去史基本法」）が制定されるにいたった。

「過去史基本法」の制定により、大韓帝国の保護国化を進めた1905年第2次日韓協約以降、植民地期の独立運動、解放から朝鮮戦争にいたる時期の民間集団殺戮、建国後不当な公権力行使によって発生した疑問死、大韓民国の正当性を否定するテロ行為について真相究明のための調査が行われ、被害者やその遺族に補償が支払われることになった。

光州事件については、「5.18記念財団」による被害実態の調査と被害者および遺族への補償が行われており、80年代に始まる人々の「光州巡礼」により、光州は民主化運動のシンボルとなった。

最後に、現在の光州は、「民主・人権・平和精神」に基づく「アジア文化交流都市」と位置づけられ、アジアにおける平和と民主主義の中心都市となるべきことが、国家的プロジェクトとして進められていることが明らかにされた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年12月6日（土） 定例研究会報告

テーマ：アイヌ先住民族国会決議を考えるシンポジウム

報告者：上村英明（恵泉女子学園大学教授）

星野工（東京アイヌ協会副会長）

藤岡美恵子（法政大学非常勤講師）

島崎直美（札幌ウポポ保存会事務局長）

司会・コメンテーター：

千葉立也（都留文化大学教授）

内藤光博（専修大学法学部教授）

時 間：13：30～17：30

場 所：神田校舎1号館302号教室

参加人数：300名

共 催：社研特別研究助成「東アジアの市民形成と人権・平和・共生」グループ、NPO法人現代の理論・社会フォーラム、葦牙の会、グループ“シサムをめざして”

報告内容概略：

今回の定例研究会は、上記4団体との共催で、2008年6月6日の「アイヌ先住民族国会決議」をテーマに、シンポジウム形式で行われた。

基調報告である上村報告では、第一に、2007年に国連で採択された「国連先住民族権利宣言」の起草過程と内容が説明され、先住民族の権利の内容について詳細に解説が加えられた。第二に、先住民族国会決議において、アイヌ民族に対する弾圧や不平等な取扱い、同化政策などの日本政府が行った歴史的な違法行為に関する記述が削られた点を重要視し、先住民族の権利に関する認識が極めて低い点が指摘された。第三に、先住民族の差別は、民主主義の原理の中で、少数者の権利が剥奪されることを意味し、大変な人権侵害を招くことが指摘され、少数者であるアイヌ民族の権利を担保する方策が重要であるとした。、

「アイヌ民族からのメッセージ」をテーマとする星野報告は、人間と自然との調和、人間と人間との関わり方など、アイヌ民族の考え方が語られた。アイヌ文化の伝統的な文化やものの考え方を学ぶことの重要性、アイヌの学校を作る希望があれば、学びたい和人も受け入れていくべきであることなどが、報告された。

藤岡報告は、総務省が主張している「多文化共生」は、外国人が増えたことに対応するために打ち出された概念であり、「多文化共生」の名の下に、多民族の同化主義が肯定される契機となりうることを指摘した。また、現在ではアイヌに対する差別はないこと、多文化共生を肯定しつつ、国籍をとることによりフル・メンバーになるべきことを主張する議論について強く批判され、最後に、多文化共生を実質化するためには、過去から現在に連なる不正義をただすことが第一歩であるとした。

島崎報告では、『先住民族サミット』アイヌモシリ2008の重要性、そして日本政府への提言と「二風谷宣言」の意義が述べられた。また、これまでのアイヌ民族への差別や土地の収奪など不当な行為についての被害回復について言及がなされた。次世代のために、日本政府は謝罪すること、土地の回復など権利回復がなされるべきことが主張された。

質疑討論では、先住民の権利やアイヌの先住民族としての権利回復に関する質疑・討論がなされた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年 12月6日（土） 定例研究会報告

テーマ： 中国における文化大革命研究の動向

報告者： 印 紅標（北京大学国際関係学院教授）

その他： 通訳：劉文兵 司会：鈴木健郎

時 間： 15:00～18:00

場 所： 専修大学神田校舎7号館 783教室

参加者数：15名

報告内容概略：

本学国際交流提携校である北京大学国際関係学院に所属する、中国における文化大革命研究の第一人者である印紅標教授に、「中国における文化大革命研究」および「文化大革命の社会的記憶」について、最新の学問動向を講演していただいた。本学非常勤講師の劉文兵氏の通訳、本学商学部（教養中国語）の鈴木健郎の司会により、参加者との活発な討論がおこなわれた。具体的な内容としては、林彪事件、文化大革命における周恩来の役割、文化大革命中の毛沢東と鄧小平の関係について、最新の研究成果とそれにともなう旧来の説の見直しや論争の経過が詳細に報告された。こうした政権上層部の動向とあわせ、文化大革命の大衆運動における「老紅衛兵」「保守派」「造反派」などの分岐と抗争の過程についても詳細な分析と報告がなされた。共産党内部の抗争と毛沢東による大衆動員の様相、文化大革命後期における民衆による社会批判活動の面についても報告があった。最後に、現代中国社会における文化大革命の記憶のありかたに関して、大陸・海外両方にまたがる具体的な事例を挙げながら解説があった。情報の少ない中国における文化大革命研究の最新動向に接する機会となり、たいへん意義深い研究会であったといえる。

記：専修大学商学部・鈴木健郎

2008年12月10日（水） 定例研究会報告

社研「特別研究助成《東アジア市民社会形成と人権・平和・共生》」との共催

テーマ： 「中国の市民社会論批判」

報告者： 韓立新清華大学哲学部准教授

コメンテーター： 村上俊介所員

時 間： 16：30～18：40

場 所： 生田社研

参加人数：7名

報告内容概略：

中国はこれからどうなるのか、近隣国としての日本にとっても強い関心事である。韓氏は、社会主义国を標榜してきた中国では、最近、「市民社会」論争が盛んになっていると注目すべき報告を行った。伝統的な社会主义論の枠組では解決できない諸問題を発生してきたからであろう。しかし、韓氏からみると、現在の議論では市民社会がとかく政治的次元に限定されて論じられ、経済の世界における市民社会がほとんど論じられない点を指摘した。市民社会は経済社会にも貫徹しなければならないと言う主張である。報告のあと、中国のその重要な動向について熱心に議論が行われた。

記：専修大学経済学部・内田 弘

2009年1月7日（水） 定例研究会報告

テーマ： 中国の労働市場と大学生の就職事情

報告者： 柴田弘捷（専修大学・文学部・教授）

時 間： 17:00～19:00

場 所： 専修大学生田校舎4号館4階・社会学大学院統合情報資料室

参加者数：15名

教員：柴田／鐘ヶ江／広田／宇都／馬場／嶋根／森／今野／大矢根／樋口

院生：服部／横山／田仲／サンチェス／小森田

報告内容概略（別紙、当日配布レジュメ添付）：

報告ではまず、中国労働市場の成立過程が簡潔に紹介された。ここでは、改革開放路線において、人民公社の解体、社会主義市場経済の導入、外資企業の進出、民営企業の発達、国営企業改革、等々の流れが概説された。そして、中国の労働市場として新規学卒者、農民工、転職市場の三つが紹介された。ここではまた、経済発展の中で雇用増大、所得水準上昇などの「陽」の側面のみならず、労働力需給のミスマッチ、格差拡大、物価上昇などの「陰」の側面の指摘もなされた。

次いで、企業が利用する求人ルート（新聞求人広告や民間職業紹介所=人材斡旋会社、さらには専門業界紙やインターネット等）、求職する側からのルート（インターネット利用の増加に加えて、特筆すべき点として「コネ」・従業員の推薦など）が紹介された上で、本報告のメインテーマである大学生の労働市場の分析が展開された。

1993年の大学卒業者勤務先配置制度（いわゆる「単位」における「分配」）廃止後の就職活動自由化における需給のミスマッチ（就職難）の実態が紹介され、これが大学改革（2003年教育振興プロジェクト＝211プロジェクト：21世紀に100大学を世界水準に!!）による大学序列化・大学生の急増との関連で分析された。大学生の人材市場システムにおいては、昨今、職業適性測定システムや心理健値測定システムが導入されたり、内定辞退をする場合に違約金支払い義務が存在することなどが、具体的事例の紹介（北京のある大学院生の就職活動記録）とともになされた。

その上で、中国大卒者の就職意識（職業観）変容の一つのポイントとして、2008年就業傾向調査が紹介され、外資系企業の人気に代わり、大陸民族系企業の人気増加、さらには公務員志望が激増している点が指摘された。こうした意識の変化とともに、中国大学生の就職事情には、学生急増、学校間格差を基底に、需給ミスマッチによる就職難があつて、さらにはそこに「就職の壁」として、「即戦力（が求められることによる就職）の壁」、「高年齢の壁」、「戸籍の壁」、「性（女性の容姿を重視するという点で）の壁」が大きく立ちふさがっている現状が紹介された。

派遣切り、内定取り消し等々、厳しい就職事情を抱えるわが国の現状と照らし合わせながら、有意義な議論が展開された。

記：専修大学文学部・大矢根淳

2009年1月17日（土） 定例研究会報告

社研「特別研究助成《東アジア市民社会形成と人権・平和・共生》」との共催

テーマ： 「市民法学における《市民社会》論の意義」

報告者： 篠原敏雄国士館大学法学教授

コメンテーター： 内藤光博所員、高橋誠所外研究員

時 間： 13：30～18：00

場 所： 神田校舎 774 教室

参加人数：6名

報告内容概略：

篠原氏の報告は、ヘーゲル『法=権利の哲学』を基礎理論とし、現代社会の市民社会問題を念頭においていた、壮大かつ精緻な報告であった。参加者一同深い感銘を受けた。特に、「市民法を実質化する目的で」、社会法が登場したとの篠原氏の指摘は、産業革命過程から登場する社会法を社会主義への第一歩と捉える伝統的な理解を対象化する視点を与えたと思われる。1989年以後の歴史の現段階で、市民法と社会法の関係を再考する必要がないだろうか。

記：専修大学経済学部・内田 弘